

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月18日19時55分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道のピアノ池付近(近隣から苦情が出ている旨の張り紙があるあたり)で上は青、下は黒の高齢男が歩きタバコをしていた。 本当に最近ひどすぎる。 張り紙で一時期減っていたのにまたやっている。 モラルの低下が甚だしい。 市職員の巡回、さらなる張り紙の文言の強化等対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.19	R4.11.2
2	北千里駅周辺の路上喫煙禁止区域での喫煙について	10月19日14時25分頃、北千里駅の医療ビルの前のベンチ(花壇のあるところ)で男2人(服装について1人は上は白、下は薄い青緑、もう一人は上は白、下は青で正方形型の小さな黒いカバンを所持しビールを飲んでいた)が喫煙していた。 当該場所には多数の通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の医療ビル周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.19	R4.11.2
3	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月30日9時05分頃、府営吹田藤白台4棟駐車場から藤白公園に向かう道で上は薄い青、下はグレーで白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。 最近、北千里駅付近での市道や府営住宅付近での違法喫煙が後を絶たない。 これもすべては安易に人口を増やして治安を悪化させた吹田市の行政の失策である。 4棟あるいは5棟の住人と思われるので4棟及び5棟の自治会の回覧で当該行為を周知いただき、また議題にも上げてください。 よろしく願いいたします。	御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。 回覧で周知を行い、議題に挙げるかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R4.10.31	R4.11.2

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	<p>続2・山手小学校で現在、校舎大規模改造工事が行われていますが、児童・教職員・市民への安全配慮面で疑問が…</p>	<p>3度目の投稿です。10月19日に埼玉県日高市の中学校に竹刀を持った男が正門から敷地内に入り、生徒3人が頭や腕などに軽いケガの報道。山手小学校々庭の通用門が開いたままの事が有り安全面で不安が。 ・作業中、校庭の通用門が開いたまま、誰もが侵入できる状況。警備員も配置無し。校庭内の工事用駐車区域出入り口の扉も開いたまま児童が入る危険が。 ・歩車道境界の車止めを取外し後の穴が空いたまま。歩道幅が1m程ですれ違い時には高齢者の杖、幼児の足などが危険。 ・7/5、10/12に投稿後も、改善が見られません。 ⇒画像-11 [7/11の市の回答] ・通用門に工事のための警備員を常時配置し、工事車両の出入り時のみ開閉を行います。 ・工事車両の出入り時のみ車止めを外し、通行後は3基とも戻します。 Q1:発注部署は、上記の回答内容を誰に指示されましたか。現場の監督 or それとも現場の工事監理者でしょうか。今後はどうされますか。 Q2:山手小学校は、投稿内容(7/5、10/12)を受信されておられますでしょうか。それとも電話連絡のみなのでしょうか。 ※学校長・教職員は児童の命と安全を守るために危険感受度を高めて、校庭で体育の授業時などに気付いて欲しい。 Q3:25年前の神戸連続児童殺傷事件、21年前の附属池田小で校内に侵入し児童8人を殺害、15人が負傷。日本の犯罪史上稀に見る無差別大量殺人事件が風化で忘れ去られようとしています。上記の日高市の中学校に竹刀を持った男が正門から敷地内に入り、生徒3人にケガを。 ⇒教育委員会は、吹田市内で多くの学校で工事が行われており、外部から学校敷地内への侵入についての注意喚起をされたのでしょうか。 ※児童・生徒にケガや心の傷が生じた場合は、一生残り影響が大きいです。「安全は」ルールが決められ、管理・運用・対策がされて…結果、事故が無い事が「安全」。たまたま、事故が無かったから「安全」とは、言えません。 ※吹田市の後藤圭二市長、危機管理室、監査委員-4名への供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 前回回答分(令和4年10月24日回答分)と同様でございます。安全協議会を統括している建築工事受注者の現場代理人及び工事監理を委託している管理技術者に指示しております。徹底するよう改めて指導いたします。 (担当:資産経営室)</p> <p>Q2について 山手小学校ではいただいた御意見を直接受信しておりませんが、印刷物の配付により内容を共有しております。 (担当:学校管理課)</p> <p>Q3について 工事中の安全管理については、学校関係者と工事関係者が連携して取り組んでいるところです。 (担当:学校管理課)</p>	<p>資産経営室、学校管理課</p>	<p>R4.10.24</p>	<p>R4.11.4</p>
5	<p>佐井寺南が丘公園のトイレについて、回答No.5662に対する追加の質問</p>	<p>先日、佐井寺南が丘公園のトイレがあまりにも汚くて清掃、建て直し検討のお願いをしましたが、週3回の清掃を増やすことは難しい、建て直しもすぐには無理そうですが、公園利用者がもっと綺麗に使うようにトイレ入口にポスターを掲示するなど、もっと綺麗に使うよう促してほしいです。先日はバリアフリーのトイレは使えたものでは無い程汚かったです。バリアフリーの意味がありません。 建て替えの適切な時期とはいつでしょうか?バリアフリーのトイレを利用しようとした時、昼間でしたが暗いので灯りを付けたかったのですがスイッチの位置もわかりませんでした。 50年以上経過しているトイレの公園がどこの事かわかりませんが、利用者の多い公園は経過年数だけではなく、利用者が綺麗に使うよう促していただき、早めの建て替えを検討頂きたいです。公園は遊具も新設させ綺麗なのにトイレがあんなに汚いのは残念でなりません。</p>	<p>要望いただきましたとおり、せつかくのトイレですので、利用者の方には綺麗に使っていただけるよう、啓発ポスターを設置いたします。 また、建て替え時期については、現在において決まった順番はありませんが、市内にある公園トイレ57箇所のうち、佐井寺南が丘公園よりも古いトイレは28箇所あり、経過年数や老朽化状況を基本に利用頻度等も考慮に入れて、更新の時期を検討することになると考えております。</p>	<p>公園みどり室</p>	<p>R4.10.24</p>	<p>R4.11.4</p>

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	子供の健康的な成長について検討していただけているのか教えてください。	<p>愛知県では、小中学校や高校で、長期にわたる様々な行動の制約がストレスとなり、子供たちの成長や発達に影響を及ぼすのではないかとことから、昼食の黙食が、緩和されました。</p> <p>厚生労働省からのお知らせをそのまま開示するのであれば、吹田市の存在意義はありますか？</p> <p>子供達のことについて、考えておられますか？どのような議論がされているのか教えてください。</p> <p>熱中症で、倒れても、子供たちは、マスクを外せない状態です。毎日、つらい思いを続けています。</p> <p>遠足にも行けない学校もあります。</p> <p>少しずつでも、子供の成長や発達のことを考えた視点での、アクションを起こしてください。</p> <p>愛知県のように、感染対策を否定するのではなく、細かな対応で、子供たちのために、何が出来るか、考えて実行していくのが、吹田市の役目ではないでしょうか？大阪府がしないのであれば、なおさら、きめ細やかな対応ができる吹田市が、率先してできることを探すべきではないでしょうか？</p> <p>子供たちのことを、真剣に考えている経過を公表してください。</p>	<p>本市では、日々、児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されている状況です。大阪府の「感染症対策マニュアル」において、学校給食は、感染リスクが高い活動であり、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応が必要とされています。授業や行事など、子供たちの学びを止めないためにも、学校内での感染拡大防止の取組として、現時点では、国や府のマニュアルに基づき、給食を実施することが必要であると考えます。引き続き、感染状況や、国、府の動向を踏まえ対応してまいります。</p>	保健給食室	R4.10.31	R4.11.4

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	最低定員未達による講座中止について	若者向けの年金に関する講座が、最小開催人員に達せず、中止になりました。大学生や若者社会人を対象としているが、平日の昼時間帯だったと思います。授業や会社を休んで出席すると思いますか。せめて休日にすべきではないでしょうか。やる気があるのか疑います。対象者が参加しやすい曜日時間帯で開催することが、前提だと思いますが、いかがでしょうか。	この度は、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。本市では、市内各大学で若年層に向けた年金制度説明会を実施しております。そのため、市外の大学に通う学生、また同年代の国民年金に加入されている方に対しても同様に年金制度説明会を実施したいと考え、開催に向け進めてまいりましたが、最少催行人数に至りませんでした。次回開催時は、今回のご意見を踏まえて検討して参ります。	市民課	R4.11.1	R4.11.4
8	南千里駅付近の道路で喫煙しながら運転していたことについて	10月21日16時25分頃、阪急バスの亥子谷～五月が丘間の道路で〇〇の車の運転手が窓から火のついたタバコを持った手を出していた。運転中の喫煙はながら運転の道交法違反と歩きタバコ禁止条例違反のダブルで違反となります。ながら運転は厳罰化されているので吹田警察の捜査(付近の防犯カメラ、通行人への聞き込み等)の上、検挙をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。車の運転中の喫煙につきましては、歩きタバコに含まれず、条例違反とはなりません。	環境政策室	R4.10.24	R4.11.7
9	北千里駅周辺の路上喫煙禁止区域内での喫煙について	10月23日13時21分頃、北千里駅の医療ビルと7番館(イオンが入っているビル)の間の通り抜け禁止の通路で白いシャツの中年男が喫煙していた。この場所は条例で路上喫煙が禁止されている。当該場所には多数の通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。最近本当にひどいです。違反者が後を絶たない状況だ。行政としても何か考えないといけない時期ではないか。昔はそこら中でスパスパ吸っており大迷惑だったが最近はかなり減ってきている。撲滅間近かと思いきやまた増えてきている。この状況をなんとか改善してほしい。もう良心に訴えるのでは効果は低い。強制力を持った法整備が必要だ。	御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の北千里駅周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.24	R4.11.7
10	北千里駅周辺での歩きタバコについて	10月24日17時40分頃、北千里駅のミニミニの奥の喫煙所で上は黒、下は薄いグレーの男が喫煙所からはみ出して吸っていた。通りまで煙が来ていて非常に臭かった。市職員等の巡回、および当該場所には喫煙所の外で吸わないように張り紙をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の北千里駅喫煙所につきましては、千里北センター株式会社が管理をしております。引き続き、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.10.25	R4.11.8

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	北千里高校の生徒の自転車運転がひどい(事故を起こしても変わらない)	<p>9月1日、ついに北千里高校の生徒が北千里駅前の道路で歩行者と事故を起こしました。</p> <p>高校生はスポーツタイプの自転車に乗っていたようで数分後、警察と救急車が来て救急隊が被害者の女性に話を聞いて、警察は事故を起こした高校生に話を聞いていました。</p> <p>その様子を撮影していました。</p> <p>この道路は普段から高校生が並走して走る危険な道路として有名ですが、抜け道代わりに使う地元の車も多いです。</p> <p>この件で北千里高校の自転車マナーも少しは良くなるかと思いきや、全く変わっていません。</p> <p>北千里の生徒が事故を起こしてしまったという責任を高校および吹田市はどう取るのか、これは会見モノですよ。</p> <p>未だに3, 4列で並走して車の進路を妨害しているところから見ても事故を起こしても何の教育もしていないようですね。</p> <p>この件に関する学校からの説明を求めます。</p>	<p>北千里高校の生徒の自転車運転がひどい件について、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるとともに、再度、生徒への通学、帰宅時における自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。</p> <p>また、大阪府広報広聴課にも頂戴したご意見をお伝えいたします。</p>	総務交通室	R4.10.27	R4.11.9

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	吹田市江の木町2-1前の交差点の白線が無い	飲食店やドラッグストアなどに囲まれた人通りと交通量の多い交差点ですが、ずいぶん前から白線が消えてしまいほとんどありません。危険ですので白線を引いて下さい。	吹田市江の木町2-1前の交差点の白線について、横断歩道については吹田警察署、交差点内の矢印等については大阪府茨木土木事務所の所管になります。そのため、本市から吹田警察署、大阪府茨木土木事務所に塗りなおしの要望についてお伝えします。	総務交通室	R4.11.1	R4.11.9
13	双子ベビーカーを使用した移動について	こんにちは。双子の男の子を子育て中の母です。1点気になることがあります。こちらに書き込みをさせていただきます。先日、スポーツ選手の大山加奈さんのInstagramで双子ベビーカーでバスに乗る投稿を拝見し、阪急バスは双子ベビーカーで乗車できるのか気になりました。双子ベビーカーは横幅もあり、重量も重く、とても1人ではバスに乗れません。かといって電車では行けない場所もあります。タクシーを使う手もありますがただでさえお金のかかる双子育児、また2人を同時に抱っこするのも限界がありチャイルドシートの設置されていないタクシーに乗せての移動はできません。なぜ、多胎児は公共交通機関を使うのにも気をつけて利用しないといけないのか。バスが気軽に使えるといいのになと日々思っています。双子ベビーカーでバスを利用できるのか、また利用できる場合は運転手の手伝いが必須なので手伝って頂けるのか、ご回答をお願いします。	双子ベビーカーの阪急バス乗車について、阪急バス吹田営業所に問い合わせしたところ、ご利用できるとのことでした。また運転手の手伝いが必要な場合は申し出ていただければお手伝いさせていただきますとのことでした。なお、吹田市のコミュニティバス「すいすいバス」でも同様の対応をさせていただきます。	総務交通室	R4.11.8	R4.11.11
14	救急隊員の虚偽証言	C36棟に住んでいた時に、北消防署の救急隊員が、俺を警察に逮捕させる為に、「救急車を殴る叩く等の行為で車両が損傷した。」と警察官に嘘の証言をした。 何故緊急車両を違法に使用し、嘘をついてまで一個人を逮捕させたいのか。 何故救急隊員が異常な迄の執拗な嫌がらせ行為をするのか。 事件発生時間 場所 2022年1月25日午後10時30分頃。 UR千里青山台団地C36棟駐車場西側。 救急隊員を虚偽申告罪で訴えたい。 事実とは異なることを警察に通報する行為。 公務員に虚偽の申告をする、無実の人に容疑を仕向けるような嘘をつく。	令和4年(2022年)1月25日午後10時30分頃、UR千里青山台団地C36棟に当署救急隊が出動しました救急事案に対しましてのご意見について、当該現場におきまして救急隊から警察官に申し入れしましたのは、救急業務の遂行にあたり安全等を確保すべく協力を依頼(消防組織法第42条)しました。 従いまして、一個人を逮捕させるためや嫌がらせのための協力依頼ではございません。 また、ご意見の中で「…車両が損傷した。」とありますが、警察官から救急隊員への聞き取りに対しまして車両及び隊員に被害は無い旨の申告をしております。 救急隊員の氏名につきましては、お答えすることができません。	北消防署	R4.11.9	R4.11.11
15	吹田市内での立ち小便行為について	11月11日16時13分頃、宮重書店向かいの空き地(アイワホーム)で上はグレー、下は茶色の60~80代くらいの男が立ち小便をしていた。当方、証拠動画を撮影している。 軽犯罪法違反となるので警察による捜査、検挙をお願いします。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.14	R4.11.14
16	吹田藤白台3棟ゴミステーションに不審者がいたことについて	11月11日16時頃、吹田藤白台3棟のゴミステーションに回収時間が終わっているのに鍵が開いており不審者の男が侵入して物色していました。 おそらくゴミの持ち去りだと思います。 警察とも連携して捕まえてください。またゴミステーション内に防犯カメラの設置をお願いします。	本件は、警察及び府営住宅に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.14	R4.11.14

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(2)	<p>10/15(土)の意見に対して、10/29(土)に総務交通室より自宅に投函の形で回答文書を頂きましたが、回答されていない事項もありました。疑問が広がるばかりの回答内容であり再度意見させて頂きます。</p> <p>まず、市民総務室をお願いします。本質疑は「市長が認める場合」に関わる事案であり、最終責任は市長にあります。そういった案件に対し、行政が適切に法令を運用していないという市民の疑念が、市長に知られずに片付けられたとしたら問題だと思います。市長にこの件を伝えて頂くようお願いします。そして民意で選ばれた市長が総務交通室に確認するなどして、市長より回答をお願いします。(万が一それができないなら、その理由を回答してください)</p> <p>そもそも、3階以下の住宅地等に囲まれた中に中高層マンションを建てることに、違和感を感じたのが発端です。駐車場を確保できていることにもありますが、建築高さ(隣地斜線制限地)・日影制限・緑地いずれもギリギリの設計で、適正なのか疑念があります。そのことは、スマイル条例の構想段階から不適正であることを市役所・事業者に達言していますが、開発審査室には長民の問題だと相手にされず、開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各課協議を行うからと言われましたが、駐車場に至ってはスマイル条例の議事録を確認されているのか甚だ疑問です。市役所は駐車場を確保できない事業者の不合理的な意見を尊重し、事業者に媚ひ市民を見下す行政の姿勢が非常に腹立たしいです。</p> <p>まず前提を申し上げますが、建物・緑地・駐車場が一体となった土地利用に対して許認可手続きが行われるものです。それぞれを適正に配分して計画するものであり、建築規模ありきで駐車場は規定をまもらなくても良いというものではありません。つまり今回は土地面積に見合わない大規模な建物規模になっているということです。これらのことはスマイル条例の時から市役所・事業者に達言しています。駐車場が足りなければ、建物規模を縮小するよう指導するなど、法を守らせることが行政の仕事です。事業者に付度して許可するのは、公務員倫理上非常に危険な行為だと思います。</p> <p>法の規定を記載しておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の場合「戸数の40%以上の駐車場確保」です。これが法律の基本中の基本です。 ・次に、緩和規定として、緑地を増やす場合戸数の25%以上確保です。この時点で15%駐車場が減り、近隣道路への不法駐車の高まりますが、これが建築規模に見合った最低限必要な台数です。 ・さらに、更なる緩和規定として、市長が認める場合には、25%以上の2分の1以下の台数を200mの範囲内の場所に設置することができます。 <p>前回質疑に回答を頂いていない事項も含め質疑します。前回の回答内容が質問に対して的確でなかったため、あえて回答の仕方を記載しておきます。①～⑦の番号毎に回答頂き、解釈が異なる場合は「●●のため○です」というように、理由を付けて回答してください。</p> <p>①私は、わざわざ総務交通室に仕事を休んで2度も出向き、「建設地より200m以内の外部駐車場の契約書を確認することで許可をだす」ということを確認しました。契約書を確認することで許可をだすことについて間違えていないでしょうか？</p> <p>②「25%以上の2分の1以下の台数を200mの範囲内の場所に設置することができる」の解釈は、本来敷地内に設置しないといけい駐車場を敷地外で設置できるというものです。つまり敷地外で確保した駐車場は、敷地の一部として一体に運用されるものであり、変動するマンション住人の駐車場へのニーズに備えて、法で定められた25%以上の駐車場を本来は敷地内に設けるべきものの代替であるため、マンションがある限り敷地外で確保し続ける必要があると解釈します。市役所もその解釈であっているのでしょうか？</p> <p>③「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場OKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？10km離れた駐車場でもOKですか？利用価値のない遠隔用地でOKなら、最初から「25%以上の2分の1以下の台数」は確保なくてもいいと言っているのと同じです。200m以上離れた駐車場OKとする場合、それは何の法律に定められた規定ですか？</p> <p>④10/29(土)の回答は「200m以内にくらか確保できた駐車場を周辺住民に残しておきたい」という事業者の申し出を受け、700m離れた駐車場でも許可したという回答でした。つまり、マンション住民に200m以内にある駐車場は利用させないということで市役所が了解したということです。まづくないですか？どのようにして200m以内の駐車場をマンション住民に利用させず、周辺住民に駐車場を残すのか教えてください。(事業者は周辺住民のためにその駐車場を借り続け確保するということですか。マンション住人は駐車場を借りる自由があり、マンション住人が借りれば駐車場は残りません。総務交通室は、事業者の単純な論弁にのっかっているだけです)</p> <p>⑤当該地区の細街路では、現時点でも路上駐車されており、法で決められた駐車場を事業者が確保しないで、細街路に迷惑駐車が増え、それに起因する事故が起きた場合、市役所はその責任をとるつもりはありますか？</p> <p>⑥緩和規定を使うことはやむを得ないとしても、駐車場(今回は23台)を「事業区域内に設置すること」が法律の大原則です。(スマイル条例の時点で、市役所は事業者に達言すべきだと思いますが)駐車場が200m以内に無いなら、建設戸数を削減して敷地内に駐車場を設けるように指導しましたが？していないのなら、しないのは何故ですか？</p> <p>⑦スマイル条例の説明会議事録は確認していますか？開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各課協議を行うと言っていました。スマイル条例の議事録の意見をどのように反映したのか？あるいは反映できなかったのかを回答してください。(この回答があれば、やってもやらなくても何も変わらない現在のスマイル条例の仕組みは意味がないです。もっと意味のあるスマイル条例に改正してください。)</p>	<p>①について 協議内容について、相違があるため訂正させていただきます。 計画の段階では、契約書の提出は求めておりません。「事業区域外駐車施設設置計画書」を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査前に「事業区域外駐車施設設置完了届」に添付し、提出していただいております。 (担当:総務交通室)</p> <p>②について 竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々利用状況等に合わせた事業者により対応するものと考えます。 (担当:総務交通室)</p> <p>③について 事業区域内に平面的に駐車場を確保するスペースが無い場合、事業区域外の駐車場確保を認めています。地域の駐車場の有無・空き状況・その他事情により駐車場を確保できない場合には、200m以上離れた駐車場であっても、可能な限り近い場所の駐車場を確保することで許可を出しております。また、吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認めております。 (担当:総務交通室)</p> <p>④について 事業区域外駐車場とは、不足台数を区域外の駐車場で確保するものです。仮に敷地内駐車場や事業区域外駐車場に空きがあったとして、マンション住民が独自で200m以内の駐車場を利用することについて、市が制限することはありません。 計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との意向を尊重して許可を出したものです。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑤について 市内のどの場所に限らず、違法駐車につきましては、警察と連携して対応しております。違法駐車に起因する事故が起きた場合におきましても、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑥について 事業区域内において、建物、施設を計画する上で平面的に駐車場の確保ができない場合は、区域外駐車場を認めています。また、計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との意向を尊重して許可を出したものであります。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑦について 吹田市開発事業の手続等に関する条例の手続きでは、まず、構想手続きとして事業者から説明した内容やその場での質疑内容についての報告を求めています。 次に、構想の手続きが完了した後、大規模事前協議承認申請書の提出がされた時には、意見書・見解書等の内容を確認したうえで各関係課協議を始めます。合わせて、各関係課でも意見書・見解書等との整合を確認するようにしています。しかしながら、意見の反映につきましては、事業者が判断することとしており、すべての意見を反映出来るとは限りませんので、ご理解いただけますようお願い致します。 なお、構想の手続き時点で出された図面から、意見書を反映した申請時点での変更箇所は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゴミ庫の位置 2 敷地境界にメッシュ及び目隠しフェンスの追加 3 自転車置き場の位置 4 東側道路の出入口の閉鎖 5 緑化計画 <p>(担当:開発審査室)</p>	秘書課、開発審査室、総務交通室	R4.11.4	R4.11.16
18	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>10月2日17時00分頃、ピアノ池に並行する市道のピアノ池付近(プラウドからまっすぐ行って府営吹田藤白台1棟の交差点付近、藤白公園の碑の近く)で上は黒、下はグレーの若者が歩きタバコしていた。</p> <p>もはや職員の巡回のみでは効果は薄くなってきている。張り紙の強化、また吹田警察とも連携し、条例違反の根絶をお願いします。</p> <p>警察に注意されれば相当数減るはずですが。また問題を起こす人間は警察でマークすべきだ。サイトリニューアル以降、転送しますというメールがないことが多く、受け付けているのかわからない状況だ。</p> <p>で、いきなり回答が来るので困る。受け付けました、転送しますというメールを今後も送ってください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室)</p> <p>市民の声の受付した旨のメールにつきましては、10月3日付の新ホームページへの移行に伴い、メールアドレス「noreply_webmaster@city.suita.osaka.jp」により、送信結果内容の控えを自動送信する形式を導入しており、そのメールの下段において「いただいたご意見・ご要望につきましては、担当課へ転送させていただきますので、よろしく願いいたします。」と記載し、受付及び担当課等への転送を兼ねております。 (担当:市民総務室)</p>	市民総務室、環境政策室	R4.11.4	R4.11.16

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>10月2日17時02分頃、北千里駅近くのピアノ池に並行する市道の公社4棟付近で上はベージュ、下は黒の高齢男が歩きタバコしていた。もはや職員の巡回のみでは効果は薄くなってきている。張り紙の強化、また吹田警察とも連携し、条例違反の根絶をお願いします。</p> <p>警察に注意されれば相当数減るはずですが、問題を起す人間は警察でマークすべきだ。また公社自治会で議題に上げていただき、エントランス等に貼り紙もお願いします。</p> <p>サイトリニューアル以降、転送しますというメールがないことが多く、受け付けているのかわからない状況だ。で、いきなり回答が来るので困る。受け付けました、転送しますというメールを今後も送ってください。</p>	<p>御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の北千里駅周辺の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。(担当:環境政策室)</p> <p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。議題に挙げ、貼り紙をするかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。(担当:市民自治推進室)</p> <p>市民の声の受付した旨のメールにつきましては、10月3日付の新ホームページへの移行に伴い、メールアドレス「noreply_webmaster@city.suita.osaka.jp」により、送信結果内容の控えを自動送信する形式を導入しており、そのメールの下段において「いただいたご意見・ご要望につきましては、担当課へ転送させていただきますので、よろしくお願いいたします。」と記載し、受付及び担当課等への転送を兼ねております。(担当:市民総務室)</p>	市民総務室、市民自治推進室、環境政策室	R4.11.4	R4.11.16
20	学童保育の待機児童解消について	<p>突然のお手紙失礼致します。このお手紙させてもらったのは、来年度から吹田市において学童保育に入室できない待機児童が増加の一途をたどり、3年後には今の吹田市の推計では400人程度の待機児童が出ると聞き、後藤市長に現在の状況を確認してもらい待機児童を出させない為の方策を検討実施して頂けないかと思いお手紙致しました。待機児童解消の為の具体的対策で私がお提案したいことが2点あります。</p> <p>1つが私たち保護者と市長との懇談を実施してください。現在の学童の状況と私たちの声を是非直接聞いてもらい、市長と懇談する機会を設けてください。</p> <p>2つ目が待機児童増加の主な原因である、指導員欠員を解消する為に指導員の先生の労働条件を良くして下さい。指導員の先生方はとても大切であり責任のあるお仕事をされていると思います。しかし仕事内容に見合わず労働条件が非常に低く、単年度雇用で将来の見通しが持ちにくいと聞きました。現状を見て聞いて頂きたいので是非私たちと懇談の機会を設けていただきますようにご検討をよろしくお願い致します。乱文乱筆失礼致しました。</p>	<p>本市におきましては、留守家庭児童育成室(以下「育成室」といいます。)の利用を希望する児童が年々増加しており、待機児童解消が大きな課題であると認識しています。令和5年度以降につきましては、少しでも保護者の方の御不安を解消できるように、業務委託の推進等に加えて、新たな待機児童対策の実施を検討しているところです。</p> <p>また、指導員の勤務条件につきましては、開設時間に合わせた勤務時間にしており、本市では、パートタイムの会計年度任用職員として任用しております。報酬額は職務内容に応じて定めており、他市に比べて初任給は低いものの、給料上限額や昇給制度から、現時点では均衡を失っているとは考えておりません。</p> <p>保護者の皆様との懇談につきましては、担当所管である地域教育部放課後子ども育成室が責任をもって対応いたしますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、御指摘の推計につきましては、あくまでも業務委託を進めず、指導員数が変わらないものとして算定したものであることを申し添えます。</p>	放課後子ども育成室	R4.11.8	R4.11.17
21	納骨堂の管理について	<p>先日、札幌市で納骨堂が経営破綻し、事実上閉鎖される問題が発生しましたが、札幌市では“納骨堂は永続性や非営利ということが、法律で決められていて、株式会社などに原則、経営を許可できない。”としています。</p> <p>吹田市でも市が推薦した納骨堂があり、私も所有しておりますが、納骨堂の経営管理について、吹田市はどの様にされているのでしょうか？</p>	<p>お問い合わせいただきました納骨堂について、本市で推薦している納骨堂はありません。また、納骨堂の経営管理について、本市は納骨堂を所有していないため、本市で経営管理している納骨堂はありません。</p> <p>なお、納骨堂の経営許可は環境政策室で行っています。経営許可を受けた経営者に対し、許可を受けた後5年間は財務状況等の報告をするよう指導しています。</p>	環境政策室	R4.11.10	R4.11.17

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	剪定について	駐車場の横の草を刈ってもらいましてありがとうございます。きれいになり大変助かりました。で、びっくりしたのですが車のワイパーの上に何個も小石がのっていたので恐らく草刈りの時だろうと思います。何かしらの養生対策をして頂きたいです。前回も同じようなことがありました。よろしくお願いします。	ご迷惑をおかけして申し訳ありません。業者に確認をしたところ、飛び石防護のネットはしてはいましたが、飛んでしまっているとのことです。今後は除草の仕方を含め検討をし、飛び石等が無いように努めて参ります。	道路室	R4.11.17	R4.11.17
23	深夜の北千里駅周辺でのバイクの暴走行為について	11月19日午前2時23分頃、藤白台3丁目の府道119号周辺でバイクがうるさく音を立てて走っていた。最近バイクの暴走行為も警察が取り締まっていた減ってはきているが、引き続き取り締まりを強化してほしい。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.21	R4.11.19
24	9月12日の意見が公表されていない	9月12日の北千里駅での事件の件が公表されていない。即刻公表するようお願いいたします。北千里駅周辺がヤバい輩が増えているという情報は公益性が高いので公表しない理由がない。	御指摘いただきました件につきまして、改めて確認を行ったところ、事務処理の不手際により、公表されておりました。この度は御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。なお、ホームページ上の情報は既に修正し、公表を行っております。	市民総務室	R4.11.7	R4.11.21
25	北千里駅周辺での歩きタバコについて	11月5日17時35分頃、府営藤白台住宅5棟からジオ吹田藤白台(藤白台小学校方面)に向かう市道(府営住宅敷地内と公道の両方)で上は白、下は紺の白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。男は小学校方面に歩いて行った。ちなみに府営5棟から出てきたので5棟の住人と思われる。府営住宅5棟には既に張り紙が貼られているが効果は薄くなってきている。自治会で議題に上げていただき、このような行為があったことを回覧で周知し白日の下に晒すことによりこのような暴挙をなくすることができる。この辺の住民は噂話が好きなのですぐに誰だと噂が立つからやめると思う。それでもやめなければ追い込まれ引っ越しを余儀なくされるだろう。自治会が決めるので～ではなく、府営住宅が絡んでいる今回の案件では行政が積極的に介入し違法喫煙者を徹底的に潰してください。	御連絡をいただきありがとうございます。御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。(担当:環境政策室) 御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。(担当:市民自治推進室)	市民自治推進室、環境政策室	R4.11.7	R4.11.21
26	交通事故	佐竹台1-5-10ライオンズ南千里佐竹台グランハート前から佐竹台小学校に降りる階段がある横断歩道についてです。何度となく相談してきましたが、もう我慢なりません。真剣に話し合いの場を設けていただきたいです。ついに我が子が轢かれかけました。何度も危ないと指摘してきました。迷惑駐車の後ろから車が飛び出してきたとのことです。子供の看板を設置したくらいですから市としても危険だと認識してはるはず。迷惑駐車の一斉摘発と信号設置を早急をお願いします。マンション前でガードレールが何度も当たっているのを見ます。危険だと認識しているのに放置している状況で事故が起きたら市の責任だと思います。	迷惑駐車の一斉摘発と信号設置について、要望箇所の道路は駐車禁止の路線になりますので、違法駐車の取り締まりを所管である吹田警察署へ要望してまいります。また、信号機の設置についても所管である吹田警察署へ要望してまいります。	総務交通室	R4.11.17	R4.11.28

令和4年度(2022年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
27	滑り台の老朽化と仕様が危険	江坂町2丁目染の井公園、染の井南公園の滑り台が老朽化している、あちこち錆びていて子どもが手を切ったら危険です。さらに、仕様が古いため滑り台の角度が急すぎる、階段の幅が広く隙間が開いているため登る時に落ちてしまう、頂上の柵も子供が容易に通れるため転落してしまふ。うちの子や近所の子もこの滑り台で何度も危険な思いをしています。危ないのでいつも隣の豊中市まで行き安全な遊具で遊ぶようにしています。 小さい子でも遊べるようなプラスチック製で安全な遊具に更新して欲しいです。	要望いただきました滑り台につきましては、点検を実施いたしました。また、染の井南遊園の滑り台は、他にも滑り面破損の通報をいただいております、点検と併せて修繕を実施いたしました。 なお、公園等の遊具は、遊具点検の結果をもとに計画的に更新、修繕を実施しており、染の井公園、染の井南遊園の滑り台につきましては、更新の時期は未定ではありますが、遊具の更新の際には、周辺状況や、公園面積等から現在の安全基準にそった遊具を選定いたします。	公園みどり室	R4.11.21	R4.11.28
28	JR吹田駅周辺での歩きタバコについて	11月11日16時20分～30分頃、JR吹田駅近くの中通り商店街からJR吹田駅前交番あたりで上下黒の30代くらいの男が歩きタバコしていた。 JR吹田駅には交番もあるが交番の前を堂々と歩きタバコしながら去って行った。 当方、動画を撮影している。 吹田警察は何をしているのか。 この男に注意して一緒に交番に行こうと思ったが警察官がいないので、そもそも交番の意味がない。 駅周辺の職員や吹田警察による巡回、注意をお願いします。 また行政罰ではなく、警察が介入できる罰金刑の創設もお願いします。 本当に最近ひどいです。 JR吹田駅はガラが悪いと思ってましたがここまでですか。 もう自浄作用もないし終わりですね。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.11.14	R4.11.30
29	JR吹田駅での禁止区域内での路上喫煙について	11月11日16時30分頃、JR吹田駅交番前のベンチで上下黒スーツの60代くらいの男がタバコを吸っていた。 交番には誰もいないし、交番の前で堂々と吸っていた。 吹田警察は何をしているのか。 駅周辺の職員や吹田警察による巡回、注意をお願いします。 また行政罰ではなく、警察が介入できる罰金刑の創設もお願いします。 吹田市内は本当に最近違法喫煙がひどいです。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.11.14	R4.11.30
30	JR吹田駅前での違法喫煙について	11月11日16時30分頃、JR吹田駅前のあさひパーキングタワー駐車場付近で男がタバコを吸っていた。 駅周辺の職員や吹田警察による巡回、注意をお願いします。 また行政罰ではなく、警察が介入できる罰金刑の創設もお願いします。 吹田市内は本当に最近違法喫煙がひどいです。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.11.14	R4.11.30